



平成28年5月12日

各位

会社名 品川リフラクトリーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 相川 貢
(コード番号 5351 東証第一部、札証)
問合せ先 常務執行役員 加藤 健
TEL (03) 6265-1600

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の定時株主総会に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」が監査・監督を行うことにより、取締役会の監督機能をより強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
(公告方法) 第5条 (条文省略)	(公告方法) 第5条 (現行どおり)

<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役、監査役、取締役会及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>15名以内</u>、監査役は<u>4名以内</u>とする。</p> <p>(選任決議)</p> <p>第18条 (新設)</p> <p>取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>2. 取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 補欠により選任された取締役又は監査役の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役、取締役会及び監査等委員会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は<u>10名以内</u>とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は<u>5名以内</u>とする。</p> <p>(選任決議)</p> <p>第18条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して行う。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>3. 取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p>
---	---

2. 取締役会はその決議により取締役の中から会長1名、社長1名、及び副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(常勤の監査役)

第21条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役1名以上を選定する。

(取締役会及び監査役会の招集)

第22条 取締役会及び監査役会の招集は会日より3日前までに、取締役会については各取締役及び各監査役に、監査役会については各監査役に対してそれぞれその通知を発するものとする。但し緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

(新設)

(取締役会の決議の省略)

第23条 (条文省略)

(取締役会規程及び監査役会規程)

第24条 取締役会は会社の業務執行その他に関し別に取締役会規程を設けるものとする。

2. 監査役会は監査役会に関する事項に関し別に監査役会規程を設けるものとする。

(報酬等)

第25条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議を以てこれを定める。

2. 取締役会はその決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長1名、社長1名、及び副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(常勤の監査等委員)

第21条 監査等委員会は、その決議により監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員1名以上を選定することができる。

(取締役会及び監査等委員会の招集)

第22条 取締役会及び監査等委員会の招集は会日より3日前までに、取締役会については各取締役に、監査等委員会については各監査等委員である取締役にそれぞれその通知を発するものとする。但し緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によつて、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 (現行どおり)

(取締役会規程及び監査等委員会規程)

第25条 取締役会は会社の業務執行その他に関し別に取締役会規程を設けるものとする。

2. 監査等委員会は監査等委員会に関する事項に関し別に監査等委員会規程を設けるものとする。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議を以てこれを定める。

<p>(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 計算</p> <p>第28条～第31条 (条文省略)</p> <p>第6章 買収防衛策</p> <p>第32条～第33条 (条文省略)</p> <p><新設></p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 計算</p> <p>第28条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第6章 買収防衛策</p> <p>第32条～第33条 (条文どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 平成28年6月開催の第182回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2. 平成28年6月開催の第182回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年 6月29日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成28年 6月29日 (予定)

以 上